

平成27年度（第30回）

安城市農業賞各部門の選考について

## 目 次

安城市農業賞顕彰要綱 . . . . .	1
安城市農業賞顕彰内規 . . . . .	2
平成 2 7 年度安城市農業賞候補者一覧表 . . . . .	3
安城市農業賞推薦一覧表 . . . . .	4
平成 2 7 年度安城市農業賞顕彰候補者推薦書 . . . . .	7
安城市農業賞受賞者 . . . . .	1 4

# 安城市農業賞顕彰要綱

## 1 趣 旨

安城市農業振興基金の運用益金を財源とし、地域農業の発展に努力しているもの、農業経営が他の模範となるもの、農業後継者で今後活躍が期待されるものなどを表彰することにより、本市農業の一層の振興に資するものとする。

## 2 対 象

### (1) 地域づくり活動部門

地域農業の発展に貢献したものの又は陰で地域農業を支えてきたもので、顕彰に値すると認められるもの

### (2) 営農部門

農業経営が他の模範となると認められるもので、地域に波及効果をもたらし、又はもたらすと期待されるもの

### (3) 農業青年奨励部門

農業後継者で、今後地域の中堅として活躍が期待され、他の模範となると認められるもの

## 3 推 薦

この顕彰に該当するものの推薦は、別に定める様式により、集落の農用地利用改善組合、あいち中央農業協同組合、明治用水土地改良区、安城土地改良区、愛知県農業改良普及課の長（代表者）等が安城市長に行うものとする。

## 4 選 考

被顕彰者の選考は、推薦に基づき、安城市農業振興協議会幹事会で事前審査し、安城市農業振興協議会で決定する。

## 5 表 彰

安城市長がこれを表彰する。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、顕彰について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年12月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年9月13日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

# 安城市農業賞顕彰内規

## 1 選考基準

### (1) 地域づくり活動部門

- ① 特に年齢制限はしないものとする。
- ② 優良な活動を行っている農用地利用改善組合等

### (2) 営農部門

- ① 年齢は、概ね60歳までとする。
- ② 部会等組織に加入していること。

### (3) 農業青年奨励部門

- ① 年齢は、概ね40歳までとする。
- ② 実務経験2年以上とする。
- ③ 部会等組織に加入していること。

## 2 表彰の人数

原則として、各部門1人（法人及び農用地利用改善組合を含む。）とする。

## 3 表彰の時期

12月の農用地利用改善組合長・農務連絡員合同会議の席上で表彰する。

## 4 その他

あいちアグリアワード、豊かなむらづくり全国表彰等、また市の一般功労者（農業関係功労）表彰の受賞者等は、本賞の対象から除外する。

(3ページ以降は、個人情報が含まれているため省略)